

議員提出第2号議案

蒲郡市議会会議規則の一部改正について

蒲郡市議会会議規則の一部を改正する規則を、次のように制定するものとする。

平成28年3月22日提出

蒲郡市議会議員

鈴木 貴 晶

稲吉 郭 哲

鎌田 篤 司

鈴木 基 夫

青山 義 明

伊藤 勝 美

大竹 利 信

蒲郡市議会会議規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

提案理由

会議における反問に関する実施に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市議会会議規則の一部を改正する規則

蒲郡市議会会議規則（昭和42年蒲郡市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第139条」を「第141条」に改める。

第165条を第167条とする。

第7章中第164条を第166条とする。

第6章中第163条を第165条とし、第159条から第162条までを2条ずつ繰り下げる。

第158条第2項ただし書中「第112条」を「第113条」に改め、同条を第160条とする。

第5章中第157条を第159条とし、第149条から第156条までを2条ずつ繰り下げる。

第4章中第148条を第150条とし、第144条から第147条までを2条ずつ繰り下げる。

第3章中第143条を第145条とし、第137条から第142条までを2条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第136条を第138条とし、第126条から第135条までを2条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第125条を第127条とし、第124条を第126条とする。

第2章第4節中第123条を第125条とし、第122条を第124条とし、第121条を第123条とし、同条の前に次の1条を加える。

（反問）

第122条 市長等は、質問した委員に対して委員長の許可を得て反問することができる。

第120条を第121条とし、第113条から第119条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第112条を第113条とし、第111条を第112条とする。

第2章第2節中第110条を第111条とし、第94条から第109条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第93条を第94条とし、第89条から第92条までを1条ずつ繰り下げる。

第1章第10節中第88条を第89条とし、第87条を第88条とする。

第86条中「第65条」を「第66条」に改め、同条を第87条とし、第85条を第86条とする。

第84条第2項中「第81条」を「第82条」に、「第82条」を「第83条」に、「第83条」を「前条」に改め、第1章第9節中同条を第85条とする。

第83条を第84条とし、第78条から第82条までを1条ずつ繰り下げる。

第1章第8節中第77条を第78条とし、第67条から第76条までを1条ずつ繰り下げる。

第1章第7節中第66条を第67条とし、第65条を第66条とする。

第64条中「第60条」を「第61条」に改め、同条を第65条とし、第60条から第63条までを1条ずつ繰り下げ、第59条の次に次の1条を加える。

(反問)

第60条 執行機関に属する者であつて、本会議等で答弁を行うもの（以下「市長等」という。）は、質問した議員に対して議長の許可を得て反問することができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。